県　章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日
（当日が県の休日に当たるときは休刊とする。）

目　　次

告　示
○沖縄ライフサイエンス研究センターの利用料金の承認（科学技術振興課）……1
○特定計量器の定期検査（消費・くらし安全課）……3
○屋外広告物講習会の開催（都市計画・モノレール課）……3
○建築基準法に基づく道路の位置の指定・３件（北部土木事務所）……3
○建築基準法に基づく道路の位置の指定・２件（中部土木事務所）……4
○建築基準法に基づく道路の位置の指定・２件（南部土木事務所）……5
○建築基準法に基づく道路の位置の指定（宮古土木事務所）……5
公　告
○補正予算の公表（財政課）……6
○建設業者の許可の取消し（技術・建設業課）……13

告　　示

沖縄県告示第383号

沖縄ライフサイエンス研究センターの設置及び管理に関する条例（平成24年沖縄県条例第57号）第13条第３項の規定により、次のとおり沖縄ライフサイエンス研究センターの利用料金を承認した。

令和元年10月29日

沖縄県知事　玉　城　康　裕

1　施設の名称　沖縄ライフサイエンス研究センター
2　指定管理者　沖縄ライフサイエンス研究センター指定管理者共同企業体　代表者　バイオ・サイト・キャピタル株式会社　大阪府茨木市彩都あさぎ七丁目７番15号、公益財団法人沖縄科学技術振興センター　うるま市字州崎５番地１
3　利用料金の適用年月日　令和元年10月１日
4　利用料金の額
⑴　施設利用料金

種別	単位	利用料金の額
研究室	１平方メートル１月につき	2,404円
駐車場	１台１月につき	3,137円
会議室	１室１時間につき	224円
リフレッシュルーム	１室１時間につき	834円
シャワー室	１回につき	102円

⑵　附属設備利用料金

区分	品名	単位	利用料金の額
会議室等	テレビ会議システム	１式１時間につき	2,138円
	プロジェクター（大）	同	376円
	プロジェクター（小）	同	194円

⑶　機械器具利用料金

区分	品名	単位	利用料金の額
研究用機器	高速冷却遠心機	１式１時間につき	428円
	多本架冷却遠心機	同	224円
	超高速遠心機	同	1,028円
	オートクレーブ（100リットル）	同	336円
	大型恒温振とう培養機	同	316円
	90リットル自動培養装置	同	1,548円
	マイナス80度超低温フリーザー	同	132円
	マイナス150度超低温フリーザー	同	152円
	棚式大型凍結乾燥機	同	376円
	中型恒温振とう培養機	同	112円
	大容量パラレル遠心エバポレーター	同	1,172円
	酸・塩基系ドラフトチャンバー	同	590円
	ハイスループット遠心エバポレーター	同	540円
	分光光度計	同	184円
	小型自動分注器	同	722円
	正立蛍光顕微鏡	同	734円
	微量高速冷却遠心機	同	204円
	超高速液体クロマトグラフシステム	同	1,884円
	細胞解析装置	同	2,056円
	ケミルミ検出器	同	224円
	デジタルＰＣＲ	同	418円
	ＤＮＡ断片化装置	同	316円
	マイクロプレートウォッシャー	同	224円
	マイクロチップ型電気泳動解析装置	同	274円
	パルスフィールド電気泳動装置	同	580円
	マイクロプレートリーダー	同	254円
	低圧クロマトグラフィ	同	468円
	サーマルサイクラー	同	194円
	コロニーピッカー	同	458円
	10リットル自動培養装置	同	630円
	連続遠心機	同	662円
	連続遠心機（ＨＥＰＡフィルター搭載型）	同	856円
	天然物サンプル抽出用全自動ＨＰＬＣ	同	1,944円
	高速溶媒抽出装置	同	712円
	ロータリーエバポレーター	同	630円
	有機系ドラフトチャンバー	同	754円
	バイオメディカルフリーザー	同	194円
	棚式小型凍結乾燥機	同	316円
	四重極質量分析計	同	1,884円
	キャピラリー遺伝子解析システム	同	896円
	リアルタイムＰＣＲ	同	326円
	ＰＣＲセットアップ用分注システム	同	244円
	半導体型次世代シークエンサーシステム	同	580円
	半導体型次世代シークエンサーシステム用前処理装置	同	284円
	ＤＮＡ断片ゲル抽出装置	同	234円
	デスクトップ型次世代シークエンサーシステム	同	662円
	全自動秤量システム	同	508円
	粒度分布測定装置	同	316円
	ベンチトップ型細胞分析システム	同	204円
	クロマトグラフィーシステム	同	376円
	動物個別飼育制御装置	同	20円
	動物実験設備	同	306円
その他機器	インクジェットプリンター	１式１時間につき	8円
大型プリンター	Ｂ０サイズスタンダード普通紙	１枚につき	428円
	Ｂ０サイズプレミアム光沢紙	同	2,668円
	Ｂ１サイズスタンダード普通紙	同	274円
	Ｂ１サイズプレミアム光沢紙	同	1,384円
	Ａ０サイズスタンダード普通紙	同	376円
	Ａ０サイズプレミアム光沢紙	同	2,200円
	Ａ１サイズスタンダード普通紙	同	244円
	Ａ１サイズプレミアム光沢紙	同	1,150円

備考

1　利用料金の金額が１月単位で定められている場合において、利用の期間が１月未満であるとき、又は利用の期間に１月未満の端数があるときは、その利用の期間又はその端数の期間については日割計算によるものとする。この場合においては、利用料金の金額の月額を30で除して得た額にその月における利用日数を乗じて計算するものとする。

2　利用料金の金額が面積を単位として定められている場合において、利用する面積に１平方メートル未満の端数があるときは、その端数を１平方メートルとして計算する。

3　利用料金の金額が時間を単位として定められている場合において、利用時間が１時間未満であるとき、又は利用時間に１時間未満の端数があるときは、その利用時間又はその端数時間を１時間として計算する。

沖縄県告示第384号

計量法（平成４年法律第51号）第19条第１項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

令和元年10月29日

沖縄県知事　玉　城　康　裕

1　指定の場所で行う定期検査

特定計量器の種類　非自動はかり、分銅及びおもり

検査地区	検査期日	検査場所
糸満市	令和元年12月11日（水曜日）午前10時から午後３時まで	照屋公民館
	令和元年12月13日（金曜日）午前10時から午後３時まで	真壁公民館

注意　検査時間のうち、午後零時から午後１時までの時間については、検査を行わない。

2　特定計量器の所在の場所で行う定期検査　実施なし

沖縄県告示第385号

沖縄県屋外広告物条例（昭和50年沖縄県条例第28号）第37条第１項の規定により、講習会を次のとおり実施する。

令和元年10月29日

沖縄県知事　玉　城　康　裕

1　講習会の日時及び場所

(1)　日時　令和元年12月24日（火曜日）午前９時30分から午後４時30分まで

(2)　場所　沖縄県庁11階第１・第２会議室

2　講習手数料　手数料2,000円は、沖縄県証紙により、受講申込書提出時に納付すること。なお、既納の手数料は、還付しない。

3　受講申込手続　令和元年12月６日（金曜日）までに沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課又は各土木事務所に備付けの受講申込書により申し込むこと。

4　その他　詳細については、沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課（電話098－866－2408）へ問い合わせること。

沖縄県告示第386号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第１項第５号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

なお、関係図書は、沖縄県北部土木事務所において閲覧に供する。

令和元年10月29日

沖縄県北部土木事務所長　　玉　城　佳　卓

1　指定に係る道路の種類　建築基準法第42条第１項第５号の規定による道路
2　指定の年月日　平成30年11月14日
3　指定に係る道路の位置　名護市字運天原浜苗代132番13及び132番13地先
4　指定に係る道路の延長及び幅員
(1)　延長　105.82メートル
(2)　幅員　6.00メートル～6.11メートル

沖縄県告示第387号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第１項第５号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

なお、関係図書は、沖縄県北部土木事務所において閲覧に供する。

令和元年10月29日

沖縄県北部土木事務所長　　玉　城　佳　卓

1　指定に係る道路の種類　建築基準法第42条第１項第５号の規定による道路
2　指定の年月日　平成31年３月29日
3　指定に係る道路の位置　名護市宮里五丁目831番１、831番10、831番11、831番13、831番20、831番23及び831番24
4　指定に係る道路の延長及び幅員
(1)　延長　87.90メートル
(2)　幅員　6.00メートル

沖縄県告示第388号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第１項第５号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

なお、関係図書は、沖縄県北部土木事務所において閲覧に供する。

令和元年10月29日

沖縄県北部土木事務所長　　玉　城　佳　卓

1　指定に係る道路の種類　建築基準法第42条第１項第５号の規定による道路
2　指定の年月日　平成31年４月11日
3　指定に係る道路の位置　本部町字渡久地711番３、711番４、707番３、710番３、708番２及び708番３
4　指定に係る道路の延長及び幅員
(1)　延長　29.20メートル
(2)　幅員　4.05メートル

沖縄県告示第389号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第１項第５号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

なお、関係図書は、沖縄県中部土木事務所において閲覧に供する。

令和元年10月29日

沖縄県中部土木事務所長　　真　栄　里　　嘉　孝

1　指定に係る道路の種類　建築基準法第42条第１項第５号の規定による道路
2　指定の年月日　平成31年２月８日
3　指定に係る道路の位置　西原町字兼久吉川原87番５、87番13、87番20及び87番22
4　指定に係る道路の延長及び幅員
(1)　延長　34.90メートル
(2)　幅員　4.00メートル

沖縄県告示第390号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第１項第５号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

なお、関係図書は、沖縄県中部土木事務所において閲覧に供する。

令和元年10月29日

沖縄県中部土木事務所長　真　栄　里　嘉　孝

1　指定に係る道路の種類　建築基準法第42条第１項第５号の規定による道路
2　指定の年月日　令和元年５月24日
3　指定に係る道路の位置　読谷村字渡慶次渡慶次原252番２、257番２及び252番２地先里道
4　指定に係る道路の延長及び幅員
⑴　延長　25.49メートル
⑵　幅員　4.00メートル

沖縄県告示第391号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第１項第５号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

なお、関係図書は、沖縄県南部土木事務所において閲覧に供する。

令和元年10月29日

沖縄県南部土木事務所長　多　嘉　良　　斉

1　指定に係る道路の種類　建築基準法第42条第１項第５号の規定による道路
2　指定の年月日　平成31年３月４日
3　指定に係る道路の位置　南城市大里字大城1820番１の一部、1820番４、1820番６、1820番10、1820番11、1820番14、1820番15、1820番20、1820番24、1820番25、1820番27及び1820番28
4　指定に係る道路の延長及び幅員
⑴　延長　45.00メートル
⑵　幅員　6.00メートル

沖縄県告示第392号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第１項第５号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

なお、関係図書は、沖縄県南部土木事務所において閲覧に供する。

令和元年10月29日

沖縄県南部土木事務所長　多　嘉　良　　斉

1　指定に係る道路の種類　建築基準法第42条第１項第５号の規定による道路
2　指定の年月日　平成31年３月19日
3　指定に係る道路の位置　南城市玉城字前川穴川原421番５、414番５、407番４及び407番18
4　指定に係る道路の延長及び幅員
⑴　延長　126.31メートル
⑵　幅員　6.00メートル

沖縄県告示第393号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第１項第５号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

なお、関係図書は、沖縄県宮古土木事務所において閲覧に供する。

令和元年10月29日

沖縄県宮古土木事務所長　平　良　勝　一

1　指定に係る道路の種類　建築基準法第42条第１項第５号の規定による道路
2　指定の年月日　平成31年３月13日
3　指定に係る道路の位置　宮古島市平良字荷川取荷川取181番３、181番４及び181番５、字荷川取尻川原203番３、字荷川取荷川取181番４地先から字荷川取尻川原203番３地先の里道並びに字荷川取荷川取206番３地先から字荷川取尻川原206番１地先の里道
4　指定に係る道路の延長及び幅員
⑴　延長　35.49メートル
⑵　幅員　4.00メートル～4.63メートル

公　　　告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第219条第２項の規定により、令和元年10月15日県議会の議決を経た補正予算の要領を次のとおり公表する。

令和元年10月29日

沖縄県知事　玉　城　康　裕

令和元年度沖縄県一般会計補正予算（第２号）

令和元年度沖縄県一般会計の補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　既定の歳入歳出予算の総額に1,235,636千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ736,187,531千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第２条　地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第１項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費の追加は、「第２表繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第３条　既定の債務負担行為の追加及び変更は、「第３表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第４条　既定の地方債の変更は、「第４表地方債補正」による。

第１表　歳入歳出予算補正

歳　　入

款	項	補正前の額	補　正　額	計
		千円	千円	千円
3 地方譲与税		24,056,415	16,744	24,073,159
	6 森林環境譲与税	0	16,744	16,744
10 国庫支出金		193,901,986	40,064	193,942,050
	2 国庫補助金	145,233,709	40,064	145,273,773
12 寄附金		41,814	4,836	46,650
	1 寄附金	41,814	4,836	46,650
13 繰入金		28,208,609	507,507	28,716,116
	2 基金繰入金	27,269,285	507,507	27,776,792
14 繰越金		1	328,150	328,151
	1 繰越金	1	328,150	328,151
15 諸収入		29,248,341	168,635	29,416,976
	8 雑入	5,183,181	168,635	5,351,816
16 県債		45,911,900	169,700	46,081,600
	1 県債	45,911,900	169,700	46,081,600
歳入合計		734,951,895	1,235,636	736,187,531

歳　　出

款	項	補正前の額	補　正　額	計
		千円	千円	千円
2 総務費		67,233,787	338,014	67,571,801
	1 総務管理費	18,363,830	119,461	18,483,291
	2 企画費	12,589,950	35,343	12,625,293
	3 徴税費	5,539,377	183,210	5,722,587
3 民生費		116,762,263	184,130	116,946,393

	1 社会福祉費	71,142,483	184,130	71,326,613
4 衛生費		36,921,655	8,696	36,930,351
	2 環境衛生費	1,944,354	5,315	1,949,669
	3 環境保全費	2,743,689	3,381	2,747,070
6 農林水産業費		55,231,146	850,737	56,081,883
	1 農業費	19,392,946	582,952	19,975,898
	3 農地費	23,260,177	234,297	23,494,474
	4 林業費	1,771,300	33,488	1,804,788
7 商工費		35,197,889	100,872	35,298,761
	2 工鉱業費	25,025,519	82,872	25,108,391
	3 観光費	5,912,588	18,000	5,930,588
8 土木費		83,006,167	△ 80,865	82,925,302
	2 道路橋りょう費	27,834,141	15,000	27,849,141
	3 河川海岸費	7,269,926	197,000	7,466,926
	5 都市計画費	13,013,880	390,982	13,404,862
	7 空港費	5,441,960	△ 683,847	4,758,113
10 教育費		173,643,821	△ 165,948	173,477,873
	4 高等学校費	46,046,812	△ 165,948	45,880,864
歳出合計		734,951,895	1,235,636	736,187,531

第２表　繰越明許費補正

（追　加）

款	項	事業名	金額
8 土木費			千円 1,805,930
	1 土木管理費		159,930

		沖縄振興公共投資交付金（道路街路課市町村事業）	159,930
	2 道路橋りょう費		1,155,000
		地域連携道路事業費（地域高規格道路）	775,000
		社会資本整備総合交付金（道路）	380,000
	4 港湾費		335,000
		社会資本整備総合交付金（港湾）	335,000
	5 都市計画費		156,000
		公園費（社会資本交付金）	156,000
10 教育費			545,047
	4 高等学校費		545,047
		学校施設整備補助事業費（公共投資交付金）	406,685
		学校施設整備補助事業費（交付金・超過負担）	138,362
合計			2,350,977

第３表　債務負担行為補正

（追　加）

事項	期間	限度額
国際物流拠点産業集積地域振興費	令和２年度	千円 362,621

（変　更）

事項	補正前		補正後	
	期間	限度額	期間	限度額
学校建設費（高等学校）	令和２年度	千円 284,162	令和２年度	千円 435,127

第４表　地方債補正

（変　更）

起債の目的	限度額			起債の方法	利率	償還の方法
	補正前の額	補正額	計			
	千円	千円	千円			
庁舎整備事業	234,600	82,800	317,400	（借入方法）証書借入又は証券発行による。発行価格が額面金額を下回るときは、その発行差額をうめるため必要な金額をこれに加算した金額とすることができる。 （借入時期）令和元年度。ただし、事業その他の都合により、その一部又は全部を後年度に繰り延べて起債することができる。	年５％以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	償還期間は、据置期間を含め30年以内とする。償還方法は、元利均等、元金均等等による。ただし、財政の都合により、据置期間中であっても繰上償還し、償還年限を変更し、又は借り換えることができる。
沖縄振興特別推進交付金事業	1,234,700	△120,500	1,114,200			
社会福祉施設整備事業	142,200	10,100	152,300			
県単河川等整備事業	1,304,600	197,000	1,501,600			
防災・減災・国土強靱化緊急対策事業	0	300	300			
合計	45,911,900	169,700	46,081,600			

令和元年度沖縄県宜野湾港整備事業特別会計補正予算（第１号）

令和元年度沖縄県宜野湾港整備事業特別会計の補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

（予算の名称等）

第１条　「平成31年度沖縄県宜野湾港整備事業特別会計予算」は、「令和元年度沖縄県宜野湾港整備事業特別会計予算」とする。

２　令和元年度沖縄県宜野湾港整備事業特別会計予算中の平成31年度以降の元号は、「令和」とする。

（歳入歳出予算の補正）

第２条　既定の歳入歳出予算の総額に16,805千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ612,510千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表歳入歳出予算補正」による。

第１表　歳入歳出予算補正

歳　入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
３ 繰越金		3,171	16,805	19,976
	１ 繰越金	3,171	16,805	19,976
歳入合計		595,705	16,805	612,510

歳　出

款	項	補正前の額	補正額	計

		千円	千円	千円
1 土　木　費		99,438	16,805	116,243
	1 港　湾　費	99,438	16,805	116,243
歳　出　合　計		595,705	16,805	612,510

令和元年度沖縄県中城湾港マリン・タウン特別会計補正予算（第１号）

令和元年度沖縄県中城湾港マリン・タウン特別会計の補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

（予算の名称等）

第１条　「平成31年度沖縄県中城湾港マリン・タウン特別会計予算」は、「令和元年度沖縄県中城湾港マリン・タウン特別会計予算」とする。

２　令和元年度沖縄県中城湾港マリン・タウン特別会計予算中の平成31年度以降の元号は、「令和」とする。

（歳入歳出予算の補正）

第２条　既定の歳入歳出予算の総額に31,539千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ181,655千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表歳入歳出予算補正」による。

第１表　歳入歳出予算補正

歳　入

款	項	補正前の額	補　正　額	計
		千円	千円	千円
3 繰　越　金		40,029	31,539	71,568

	１ 繰　越　金	40,029	31,539	71,568
歳　入　合　計		150,116	31,539	181,655

歳　出

款	項	補正前の額	補　正　額	計
１ 土　木　費		千円 70,197	千円 31,539	千円 101,736
	１ 港　湾　費	70,197	31,539	101,736
歳　出　合　計		150,116	31,539	181,655

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定により、建設業者の許可を次のとおり取り消した。

令和元年10月29日

沖縄県知事　玉　城　康　裕

１⑴　処分をした年月日　令和元年５月23日
⑵　商号名　有限会社源建設
⑶　代表者名　喜屋武進
⑷　所在地　今帰仁村字運天881番地
⑸　許可番号　沖縄県知事　許可（特-28）第817号
⑹　処分の内容　許可した業種のうち建築工事業、大工工事業、管工事業及び内装仕上工事業に関する特定建設業の許可の取消し
⑺　処分の原因となった事実　令和元年５月８日付けで、建設業法第12条に基づき建築工事業、大工工事業、管工事業及び内装仕上工事業を廃止した旨の届出があった。

２⑴　処分をした年月日　令和元年５月23日
⑵　商号名　株式会社ＬＩＸＩＬ沖縄販売
⑶　代表者名　辻智之
⑷　所在地　宜野湾市字大謝名237番地５
⑸　許可番号　沖縄県知事　許可（般-28）第13008号
⑹　処分の内容　建設業の許可の取消し
⑺　処分の原因となった事実　令和元年５月８日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。

３⑴　処分をした年月日　令和元年５月23日
⑵　商号名　株式会社シンリーホーム
⑶　代表者名　新里善実
⑷　所在地　沖縄市上地四丁目20番１号（２Ａ）
⑸　許可番号　沖縄県知事　許可（般-30）第12280号
⑹　処分の内容　許可した業種のうち土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し
⑺　処分の原因となった事実　令和元年５月９日付けで、建設業法第12条に基づき土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があった。

４⑴　処分をした年月日　令和元年５月31日
⑵　商号名　純建装工業

⑶　代表者名　﨑原純一
⑷　所在地　名護市大東二丁目12番２号
⑸　許可番号　沖縄県知事　許可（般-30）第12431号
⑹　処分の内容　建設業の許可の取消し
⑺　処分の原因となった事実　令和元年５月９日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。

5⑴　処分をした年月日　令和元年６月７日
⑵　商号名　三基建設
⑶　代表者名　當銘健
⑷　所在地　石垣市字大浜374番地７
⑸　許可番号　沖縄県知事　許可（般-30）第10647号
⑹　処分の内容　建設業の許可の取消し
⑺　処分の原因となった事実　令和元年５月13日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。

6⑴　処分をした年月日　令和元年６月７日
⑵　商号名　克電気工事
⑶　代表者名　前田晃
⑷　所在地　宜野湾市愛知三丁目14番５号
⑸　許可番号　沖縄県知事　許可（般-27）第8722号
⑹　処分の内容　建設業の許可の取消し
⑺　処分の原因となった事実　令和元年５月14日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。

7⑴　処分をした年月日　令和元年６月14日
⑵　商号名　宮城重機興業
⑶　代表者名　宮城雄三
⑷　所在地　宮古島市平良字下里2096番地
⑸　許可番号　沖縄県知事　許可（般-28）第13052号
⑹　処分の内容　建設業の許可の取消し
⑺　処分の原因となった事実　令和元年５月15日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。

発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074	印刷所　光文堂コミュニケーションズ株式会社 〒901-1111　南風原町字兼城577番地